

改正

平成18年12月22日条例第44号  
平成24年6月12日条例第31号  
平成27年3月26日条例第22号  
平成28年3月28日条例第12号

錦江町行政改革推進委員会設置条例

(設置)

**第1条** 錦江町行政改革を推進するにあたり、幅広い見地から意見を求め、町民の理解、参画及び協力を得て推進できるよう、錦江町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

**第2条** 委員会は、町長の諮問に応じて、錦江町の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた見識を有する者のうちから町長が任命する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

**第5条** 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第7条** 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることを町長に要請することができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第44号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月12日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の錦江町行政改革推進委員会設置条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月26日条例第22号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第12号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。